



令和5年度通常総会が開催されました



5月23日(火)午後2時から長南町中央公民館において、97名(うち委任状出席者76名)出席のもと、令和5年度通常総会が開催され、右記の第1号議案から第8号議案までのすべての議案が可決承認されました。

- 第1号議案 令和4年度事業報告について承認を求める件
- 第2号議案 令和4年度収支決算書について承認を求める件
- 第3号議案 長南町地域心援券事業特別会計収支決算書について承認を求める件
- 第4号議案 令和5年度事業計画(案)について承認を求める件
- 第5号議案 令和5年度収支予算書(案)について承認を求める件
- 第6号議案 長南町商工会運営規約(手数料徴収基準)改正の件
- 第7号議案 令和5年度借入金の最高限度額決定の件
- 第8号議案 欠員に伴う役員の補充選任及び青年部長変更に伴う役員の一部改選の件

- 欠員に伴う役員の補充選任
理 事 大倉 正幸 (有)大倉建築
- 青年部長変更に伴う役員改選
理 事 吉野 元晴 晴庭工房

今からでも間に合う「消費税インボイス制度・電子帳簿保存法改正」の対応セミナーの開催

開催日時 令和5年6月28日(水)
午後2時～4時

開催場所 長南町商工会館

講 師 石井 豊 税理士

講演内容

〈消費税インボイス制度〉

- ・制度の概要・仕組み
- ・どのような免税業者が登録すべきか
- ・具体的な手続方法
- ・特例措置・改正点

〈電子帳簿保存法の改正〉

- ・改正内容・対応策

参加ご希望の方は、同封のセミナー参加申込書を商工会までFAX(46-3085)にてお申込ください。

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

令和5年度の「持続化補助金」の第12回目の受付期間は、6月1日で締切しましたが、次回の第13回の受付締切が9月7日となっておりますので、ご希望の方は早めの準備をお願いします。

第13回受付締切：2023年 9月7日(木)

※事業支援計画書(様式4)発行の受付締切は2023年8月31日(木)となります。

- ① 通常枠【補助率 2/3 50万円】
- ② 貸金引上げ枠【補助率 2/3 200万円】
- ③ 卒業枠【補助率 2/3 200万円】

※インボイス特例の適用により、上限額が50万円上乗せできます。

なお、「公募要領」・「申請様式」は、全国商工会連合会(<https://www.shokokai.or.jp/>)に掲載されていますので、申請用件等ご確認ください。

インボイス制度に関する改正・特例措置について

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除額の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この制度は、免税事業者を含めてすべての事業者が対象となる可能性があります。

導入後は、仕入控除対象となる事業所になる場合は、適格請求書発行事業者になる必要があります。

○適格請求書とは？

売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいいます。

記載事項は、①適格請求者発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目であることがわかるように） ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 ⑤消費税額等

○適格請求書発行事業者登録制度とは？

- ・適格請求書を発行できるのは、適格請求者発行事業者に限られます。
- ・適格請求者発行事業者になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。ただし、課税業者でなければ登録を受けることができません。

※適格請求者発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税業者にならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

○免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の特例措置

・インボイス制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、令和5年10月1日から約3年間の課税期間、売上税額の2割を納税額とすることができます。

対象期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10月1日～12月の申告から、令和8年度分の申告までが対象となります。

○少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

・基準期間の売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が1万円未満であるものについては、一定の帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者の場合は、前年の1月から6月までの期間、法人の場合は、前事業年度の開始の日以後6ヶ月の期間となります。

○1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要となりました

・インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上に係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

○インボイス発行事業者に係る登録制度の見直されました

・令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※登録の通知が制度開始日までに届かない場合でも、令和5年10月1日に遡って登録を受けたことのみみなされます。

詳しくは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) 又は同封の消費税インボイス制度に関する改正についてのリーフレットでご確認ください。